

宇部市における子ども・子育て支援新制度の 教育・保育の利用者負担について（基本的な考え方）

【導入】

○子ども・子育て支援新制度・・・平成27年度から実施

目 的) 教育・保育の量の拡充と、質の更なる向上

主な内容)

①新制度に移行する教育・保育施設に対して、国・県・市が新たな給付費として必要な経費の一部を施設に支給し、運営を支援。

②教育・保育施設を利用する保護者は、家庭の状況に応じて認定を受ける必要がある。

※認定の区分

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定子ども	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	認定子ども園 幼稚園
2号認定子ども	満3歳以上で保護者の就労や 疾病等により、保育を必要と する就学前の子ども	認定子ども園 保育所
3号認定子ども	満3歳未満で保護者の就労や 疾病等により、保育を必要と する子ども	認定子ども園 保育所 小規模保育等

③利用者負担は、認定区分ごとに保護者の世帯の所得に応じて市が設定

※新制度に移行しない幼稚園等については、従来どおり各園が保育料を設定。

【宇部市の現行の保育料】

施 設	内 容
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料は各園が自由に設定（園によって保育料が異なる） ・ 各園によって実費徴収や上乗せ徴収あり ・ 保護者に対しては所得に応じて市から就園奨励費補助金を交付
認可保育所（保育園）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料は市が設定。 （認可保育所であれば、どこの施設を利用しても同じ金額） ・ 保護者の所得に応じた保育料の設定。 ・ 宇部市では3歳未満児、3歳児、4歳以上児それぞれについて、15の所得階層（国基準は8階層）で設定。
認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料は各園が自由に設定（園によって保育料が異なる）

【国が示す利用者負担のイメージ】

新制度における利用者負担・・・世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める。

認定区分ごとの設定で、施設・事業の種類を問わず同一。

	教育標準時間認定（1号認定）	保育認定（2・3号認定）
水準	現行の幼稚園就園奨励費補助金を考慮して、利用者が現在、負担している利用料で設定されている。 （平均保育料から就園奨励費補助金を控除したもの）	現行の保育所運営費による保育料設定を考慮して設定されている。 （現行の徴収金基準額表のとおり）
所得階層区分	5階層 （現行の幼稚園就園奨励費補助金の区分数と同じ）	8階層 （現行の徴収金基準額表のとおり）
保育標準時間と 保育短時間	—	保育短時間は、保育標準時間の ▲1.7%を基本に設定

（1）教育標準時間認定（1号認定）の子ども利用者負担の国イメージ

階層区分	利用者負担
① 生活保護世帯	0円
② 市民税非課税世帯	3,000円
③ 市民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④ 市民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤ 市民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

（2）保育認定（2号・3号認定）の子ども利用者負担の国イメージ

階層区分	2号認定		3号認定	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市民税非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③市民税所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④市民税所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤市民税所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥市民税所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦市民税所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧市民税所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

【新制度における宇部市の利用者負担の基本的な考え方】

本市では、次の観点をもとに利用者負担について検討。

- ① 現行の料金体系とのバランス、
- ② 1号認定子どもと2号認定子どもとの負担のバランス
- ③ 近隣各市の利用者負担の状況とのバランス

(1) 1号認定子どもの保育料（新制度に移行する幼稚園・認定こども園）

ア 階層区分・保育料の設定について

- ・ 上記①、②、③の調整及び、新制度に移行せず、現行制度に残る幼稚園の利用者負担額とのバランスに留意し、低所得者層を中心として、一層の負担軽減を図る。

※新制度に移行する幼稚園は、就園奨励費補助金の対象外

(2) 2号・3号認定子どもの保育料（保育所・認定こども園・地域型保育）

ア 階層区分・保育料の設定について

- ・ 現行の保護者負担率と、現状の保育料を極力維持。
ただし、低所得者層を中心として、一層の負担軽減を図る。

イ 年齢別保育料の区分について

- ・ 現行区分を引き継ぎ、3歳未満児と3歳児、4歳以上児の3区分で設定

※国基準は3歳未満児（3号認定）と3歳以上児（2号認定）の2区分。（現行も同様）

ウ 保育標準時間と保育短時間の利用者負担額について

- ・ 保育標準時間の保育料から一定率を減じた額を保育短時間の保育料とする。

※国基準と同様。

【新制度における保育料の算定に関する変更】（国基準）

現行：「現年度所得税額」により保育料を決定。

新制度：年2回（4月分～8月分、9月分～3月分）、「前年度及び現年度の市民税所得割額」により保育料を決定。

平成27年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成26年度（平成25年中）の 市民税所得割額に基づく保育料					平成27年度（平成26年中）の 市民税所得割額に基づく保育料						

《参考》平成26年度 宇部市保育料月額表

入所児童の属する世帯の階層区分		保育料月額		
階層	定義	3歳未満	3歳	4歳以上
A	生活保護法による被保護世帯	¥0	¥0	¥0
B1	市町村民税非課税世帯	母子在障他	¥0	¥0
B2		上記以外	¥9,000	¥6,000
C1-1	前年度分の市民税が均等割のみ	母子在障他	¥16,000	¥13,000
C1-2		上記以外	¥17,000	¥14,000
C2-1	前年度分の市民税所得割課税世帯	母子在障他	¥18,000	¥15,000
C2-2		上記以外	¥19,000	¥16,000
D1	前年度分の所得税の額の区分が 10,000円未満	¥26,000	¥23,000	¥23,000
D2	前年度分の所得税の額の区分が 10,000円以上40,000円未満	¥30,000	¥27,000	¥27,000
D3	前年度分の所得税の額の区分が 40,000円以上65,000円未満	¥38,000	¥31,000	¥27,000
D4	前年度分の所得税の額の区分が 65,000円以上103,000円未満	¥44,000	¥33,000	¥27,000
D5	前年度分の所得税の額の区分が 103,000円以上150,000円未満	¥52,000	¥33,000	¥27,000
D6	前年度分の所得税の額の区分が 150,000円以上413,000円未満	¥61,000	¥33,000	¥27,000
D7	前年度分の所得税の額の区分が 413,000円以上734,000円未満	¥70,000	¥33,000	¥27,000
D8	前年度分の所得税の額の区分が 734,000円以上	¥70,000	¥33,000	¥27,000